

平成31（2019）年度 第4回いじめ等防止対策審議会 議事録

日 時 令和2年（2020年）2月5日（水）15時30分～17時00分

場 所 伊丹市総合教育センター 研修室

参加者 いじめ防止等対策審議会委員 14名
新井 肇 会長、大西 規之 副会長、池田 修一 委員、石崎 和美 委員、
市川 伊久雄 委員、伊藤 文吾 委員、岡野 英雄 委員、木村 司 委員、
佐藤 幸宏 委員、鈴木 隆一 委員、仲野 由季子 委員、林 明美 委員、
藤井 正一 委員、松山 和久 委員

傍聴者 1名

司会 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今より、平成31年度第4回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

司会 本日は松本委員、松山委員、山元委員が公務等のため、ご欠席という連絡をいただいております。なお、石崎委員は少し遅れるという連絡をいただいております。本日のご出席は14名になります。

続きまして、傍聴要領等について説明いたします。会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。

本日は1名の傍聴希望の方がおられますので、傍聴定員を決める必要がございます。会長、いかがいたしましょうか。

新井会長 それでは、本日、傍聴者の方がおられるということですので、この傍聴要領に従いまして、傍聴定員を決めたいと思います。本日1名の傍聴希望者がおられますが、今回は会場内に希望者全て、1名の方の傍聴を許可いたしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、1名の傍聴者の方に入ってくださいことにします。よろしくお願いいたします。

【傍聴者入場】

ここで傍聴要領について確認しておきます。傍聴要領第5条第3項にありますように、傍聴者の方は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。また、第6条にありますように、机上に資料を配付しておりますが、持ち帰り可能な資料は会

議次第のみとさせていただきます。その他、傍聴者の方は、この傍聴要領の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

司会

それでは、新井会長にご挨拶いただきますとともに、以後の進行につきましては、会長により進めていただきます。新井会長よろしく願いいたします。

新井教授

こんにちは。本年度4回目のいじめ防止等対策審議会となります。文科省の調査結果によると、平成30年度のいじめの認知件数が小中高合わせて54万人となり、毎年増加しており、積極的に認知する取組が進められています。しかし、認知件数が0件の学校が、2割ほどあり、もう少し増える可能性があると考えられます。認知が進んで、満足するのではなく、次の段階を考えなければなりません。各学校で、いじめをしない子どもたちを育てるとともに、社会全体でも、いじめをしない子どもを育てていくことが、この会議の目的です。皆さんの忌憚のないご意見をいただき、伊丹市の人権意識が高まり、いじめをうまない社会を目指し、協議をしていきます。

それでは、委員の皆様へ審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録が必要です。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。今回は、山元浩二委員と池田修一委員をお願いいたしましたので、本日の会議につきましては、石崎和美委員と市川伊久雄委員の二人をお願いしたいと思います。また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」となっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、「平成31年度 第2回いじめに関する実態把握のためのアンケート調査結果について」事務局より、報告をよろしくお願いいたします。

事務局

第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果についてご説明いたします。

令和元年11月に、市内公立小・中・高等学校の全児童生徒17,088人を対象に実施いたしました。認知されたいじめの件数は、小学校826件、中学校132件、高校1件、計959件でした。なお、前年度同時期の認知件数は合計637件でしたので、昨年度に比べ大幅に増加しております。1学期のいじめアンケートにおいても、昨年度に比べ増加傾向がございます。

次に、「いじめの態様別」では、最も多いのが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」でした。

「児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる」ものは、今回のアンケート調査の中ではありませんでした。3学期も引き続き、いじめの解消に向けた取組や被害児童生徒への支援を各学校で行っております。その中でも、いじめの定義からもあるように被害者の気持ちを第一に考えて対応しており、苦痛を感じている子どもへの支援を継続して行っております。

1学期のいじめアンケートに関する追跡調査について報告いたします。1学期の816件のいじめの認知に対して、現在解消しているものは、772件で、94.6%

になっております。いじめ行為が無くなった状態であっても、少しでも苦痛が残っているようなら、解消に向けて取組中として報告を受けております。

「再びいじめを受ける児童生徒の件数」について、第1回目のアンケートでいじめを受けていると認知した児童生徒の中で、第2回目のアンケートでもいじめを受けていると認知した児童生徒は117人です。3年間の件数をグラフで比較すると、いじめの認知件数が大幅に増加していることが分かります。

報告書について説明いたします。「1(1)は、いじめの認知件数」の過去3年間の学年別の推移です。低学年が多く、学年が上がるごとに、少しずつ減ってきていることが分かります。ただ、小学6年に比べ、中学1年で少し増加していることが分かります。複数の小学校から1つの中学校に入学し、新たな人間関係の中で、いじめが発生していることが分かります。

「1(2)は、さらに男女別」で比較したところ、低学年の中でも、男子児童が比較的多いことが分かります。

いじめの対応の推移については、小学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が非常に多い状態が分かります。その次が、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」です。中学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」が小学校より多いことが分かります。また、「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌な事をされる。」については、小学校は、ほとんどありませんが、中学校では増えてきております。これらから分かることは、小学校から中学校になるにつれ、いじめが表面的に見えないものが増えていることが考えられます。

いじめの解消件数と解消率について、小学校の5年、6年の解消率が低いことが分かります。特に気になるのは小学6年生の女子の解消率が低いことです。

年度ごとに、1回目と2回目で、重複していじめを受けた児童生徒数をグラフに表しましたところ、割合で比較すると年度ごとにばらつきがあります。

これらの結果をふまえ、「伊丹市いじめ基本的な方針」「次年度のいじめ防止等に向けた取組について」、このあと審議いただければ幸いです。また、この内容については、生徒指導担当者等を通じて、各校に情報共有してまいります。

最後に、第2回の審議会でご意見をいただいた「全国と伊丹市のいじめの認知件数の推移をグラフにしたもの」について配付させていただいております。伊丹市は、1000人当たりの認知件数について、小学校がおよそ100件、中学校はおよそ50件で落ち着きそうです。新井会長からのお話でもあったように、全国的に、小学校、中学校ともに、増加傾向になっております。

以上、「第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果」についての報告です。

新井会長

ありがとうございます。説明していただきましたが、今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

鈴木委員

認知件数のことについて、よく分かりました。

認知される経過は、「先生が見つけて認知されるもの」あるいは、「当事者の被害側

の子どもや保護者からの相談によって認知されるもの」または、「周囲にいる傍観者の友達に先生に訴えて認知されているもの」など、どのようなものが多いのでしょうか。傍観者の役割について、気になったため、お伺いたします。

事務局

いじめが認知される経過は、様々なものがあります。ただ、傍観者の役割は非常に大事であり、アンケート調査でも、「いじめを見たことがあるか」という項目があります。また、アンケート調査に加え、「先生が発見する」「本人からの申し出」「保護者からの申し出」などでも認知しております。特に、低学年なら口頭で先生に言うこともあります。

傍観者が役割を果たせられるよう、これからも努力してまいります。

新井会長

文部科学省は、いじめ発見のきっかけを調べています。伊丹市はどうでしょうか。

事務局

文部科学省の調査では、多くを占めているのはアンケート調査です。傍観者からの報告というものもあります。地域の方からという項目もあります。

新井会長

国にあげている調査集計したものはありますか。

事務局

年度毎の集計したものはございます。ただ、今回の集計結果は伊丹市独自で集計しているものです。次回は傍観者による認知についてもご報告させていただきます。

新井会長

よろしく申し上げます。他はいかがでしょうか。

伊藤委員

第1回目のアンケートにおいて、解消しているものが94.6%ありますが、何をもち解消としているのか教えてください。

事務局

3年前に、いじめのガイドラインが改定されて、最低でも3ヶ月を目安に見守り、そこから、「児童が苦痛を感じていないのか」に加えて「保護者が苦痛を感じていないのか」を、面談等を通じて確認し、少しでも苦痛を感じていれば解消ではないと判断しております。

伊藤委員

ありがとうございます。

この結果から、700件ほどのいじめは解消されていますが、翌年度には、同じ程度のいじめの件数が発生しているという認識でよろしいでしょうか。

事務局

国の調査では、被害児童生徒1名につき、いじめを何回受けたとしても、1件として報告することとなっております。今回の伊丹のアンケート調査では、一人が2回いじめを受けたら2件としてカウントすることから、重複した場合も複数の件数で報告させていただいております。そのため、国の調査とは数が変わってくる場合があります。

伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

新井会長 今回の質問についてですが、700件解消したはずが、翌年度には同じくらいの数字が出てきていることから、解消した分だけ、いじめが減るはずです。いじめの重複については、被害者が別のいじめを受け、いじめが重複したということですか。

事務局 そうなります。被害者が重複していることになります。

新井会長 同じ加害者が別の被害者にやっているというケースもあるのでしょうか。また、加害者が重複しているというケースもあるのでしょうか。

事務局 考えられると思います。ただ、加害者の調査については困難な現状です。

新井会長 知りたいところでもあります。被害側と同時に、加害者をどう指導や支援していくかが課題だと思います。そのため、加害側も、「様々な課題を抱えている子ども」や「繰り返していじめてしまう子ども」などのデータを調査してもらえば、次につながれると思います。

事務局 以前の審議会でもご指摘があり、検討しております。ただ、例えば、「仲間はずれの場合、どこまでが加害者なのかを決めるのが難しい」「いじめている子どもが、いじめをしていることを認めない場合、どうしたら良いのだろうか」などの意見もあり、加害者という数値を集約することが困難です。他の角度からでも意見やアドバイスがあれば、お願いいたします。

伊藤委員 考え方としては、700件という認知があり、それらが90%以上解消されたが、再び同じ数の認知件数が発生し、それが3年間繰り返されています。

次の課題だと思いますが、この傾向が続くことが、良いこととは思えません。新たな手立てが必要であることが考えられます。

もうひとつは、このデータがどこまで参考にできるのか、いじめの認知件数に対して、これだけ急激に解消できているのか疑問です。

事務局 次の手立てをどのように考えるのかは重要です。いじめの認知の内容においては、軽微のものも含まれています。被害者目線で、認知及び解消について考えています。いじめアンケートでは、1件1件の事案について向き合っております。軽微なものだと思われるものでも、追跡調査を行い、解消しているのかどうか報告を受けております。その反面、見逃せない、解消が難しいものがあるのも現状です。

仲野委員 子どもたちは、友人関係、対人関係の中で、様々な経験を重ね成長していくものです。そういうものに関しては重大なことになる前の早い段階で解決することで、成長

につなげることができます。ただ、解消していないものの中には重大なものが潜んでいる可能性があると思います。

石崎委員

興味深く見させてもらいました。平成29、30、31年度の学年・男女別の重複した件数について、学年ごとに見比べると、例えば平成29年度の小学3年生が男子16人、女子11人で、平成30年度の4年生が7人と6人になっています。さらに平成31年度の5年生では、8人と4人になり、減っていることが分かります。逆に、平成29年度の5年生は12人と3人で、平成31年度に2人と3人になっています。平成31年度には中学1年生で9人、2人になっています。その学年で、「減少した時は、どのような手立てがあったのか」「増えたときは何が原因なのか」など、分析することが必要だと思います。

事務局

大きな傾向で捉えて考えてきましたが、ある1点に焦点をあてて、それを追いかけていくことも検討してまいります。大きく流れを見ていくという視点と、ある1点に焦点を絞って追いかけるという視点も持たせていただき、検討させていただきます。

新井会長

年度の比較と同時に、推移を見てみると、例えば、「ある学年は解消率が高い」「ある学年は解消していない」などから、何か効果的な働きかけがあったのかもしれない。国立教育政策研究所の調査で、自己有用感を高めると、いじめが減るのではないかという調査研究があります。自己有用感を高めることを積極的にやった小学校6年生が中学校1年生になったとき、他の年に比べていじめの件数が大幅に減ったという結果もあります。

すべての学校で調査すると、ぼやけてしまいます。ご指摘もありましたので、特定の学校を対象を絞り、調査することで議論が行いやすくなると思われまます。試みていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

林委員

アンケート調査後、それを把握して対応しているのは、主に担任の先生になると思います。アンケートは、無記名ですが担任の先生は誰が書いていたものか、分かったことがあります。ただ、担任の先生によって対応が異なることもあると思います。また、一つひとつのいじめに対して先生がちゃんと向き合い、丁寧に対処して解決していくことに努めていただいておりますが、数が多いと、先生もすごい負担になると思います。

新井会長

学校としては、どうでしょうか。

松山委員

認知件数については、軽微なものも含まれており、毎年学級が変わり、友達関係、人間関係により、大きく左右されます。アンケート調査は、被害児童が苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、個々に対応しております。場合によっては、生徒指導担当などが、一緒に指導・支援に加わり、複数で対応しています。

- 大西委員 中学校では、アンケート調査では軽微なものが半分以上を占めています。担任だけで関わるのではなくて、各学校の基本方針で定めているように組織的な対応を行うため、管理職も含めて会議で対応等を検討しております。生徒指導担当、各学年の主任、担任、部の顧問も入り、みんなで意思統一し、対応しております。多少のばらつきはあると思いますが、担任の先生によって対応が変わることは中学校の場合は、少ないと思います。
- 林委員 ありがとうございます。アンケートの結果は学校全体で会議などを通じて、検討されており、一人の先生が問題を抱えこむことはないのですか。
- 大西委員 中学校の場合は週1回、生徒指導の校内の委員会があります。管理職、生徒指導主任や学年の生徒指導担当、スクールカウンセラーや養護教諭も入り、情報共有しています。アンケート調査結果の内容は、学年ごとに決裁を回しています。その中で、校長が最終チェックして、継続支援や対応について、指示を出して対応しています。
- 新井会長 組織的に対応していけば大きな事案を未然に防ぐことができますが、重大事態になっているケースは「担任が一人で抱えているか」「組織的な動きができない」など、現実にあります。また、小学校は認知件数が多く、担任の先生が教室に長時間いる状態で、組織的な動きが難しいと思われれます。小学校はどうでしょうか。
- 松山委員 小学校では、1年生など低学年は、「ある子にこんなことされて嫌やった」と言うような軽微なものが多く、担任が学級経営の中で対応しています。管理職は全て報告を受けており、担任だけでは対応が困難なものについて、生徒指導担当や管理職も一緒になり、対応しているものもあります。ただ、全ての案件を、学校全体で対応することは、小学校では難しいと思います。
- 佐藤委員 色々なご意見がありますが、今回はじめて様々な視点で見ることができたと感じております。もう1つ、アンケートについては、軽微なものから重大なものまで様々なものがあります。いじめを認知する感度を高めることで、先生が子どもたちを支援し、子どもが乗り越える力を身につけていると感じています。また、学校だけでなく、地域での声かけなどが、子どもを育てることにつながっていると感じています。
- 岡野委員 いじめの認知件数について、平成31年度は11月29日までの統計は、959件ですが平成31年度は、増えるということが、考えられますか。
- 事務局 第1回目も第2回目も増加しておりますので、今年度は増加することが考えられます。ただ、単純に足し算するものでないので、何件になるかは未定です。来年度の第1回目の審議会で紹介させていただきます。

- 新井会長 すべて同時期で、比較を行っているのですよね。
- 事務局 第2回目のアンケート調査は、毎年、2学期の11月末までの同じ期間を対象として、実施しております。
- 事務局 林委員の質問に戻りますが、中学校では組織的に対応することが多いのですが、小学校では組織的に対応することが難しいように感じます。毎年初任者を採用していることもあり、継続的した研修、教員全体の資質の向上を続けていく必要があると思います。一人で抱えるのではなく、学年が組織的に対応していくことを徹底していく必要があると思います。
- 新井会長 審議の方で取組の方向性という項目がありますので、次に進みたいと思います。次に「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」事務局より報告をよろしくお願ひします。
- 事務局 委員のみなさまにご協力、ご参加いただき、去る12月1日に伊丹市いじめ防止フォーラムを伊丹市立西中学校において、約120名の参加者のもと開催しました。
- 今回のフォーラムでは、「なぜ、子どもは、いじめられても、いじめても、そのことを親に言わないのか」をテーマに、子どもの心理に焦点を当て、参加者全員で考えました。グループで意見交換しながら、いじめ問題について幅広く意見を出し合い、いじめをなくす方向性を考えました。ファシリテーターには、本市のいじめ防止等対策審議会会長である新井肇教授に務めていただきました。今回は、参加者全員にロールプレイをしていただき、子どもの心理について考え、いじめ問題について幅広く意見を出し合いました。当日は会場に来られたすべての方々グループで、ロールプレイ後に協議し、それぞれの立場から、話し合いました。いじめの早期発見、「いじめで苦しんでいる生徒は、なぜ大人に言わないのか？」から始まり、「いじめられている生徒は保護者に、どうしてほしいと考えているのか？」、さらに、「いじめをしている生徒が、保護者に『やっていない』と主張したのはなぜ？」などについて協議し、生徒、教員、保護者、地域の方々、それぞれの立場で考えました。
- 最後に、「いじめた生徒が、いじめの行為を否定した場合どのように関わればよいか？」については、「それぞれの生徒の捉え方に、誤解があるかもしれないため、時間をかけて、丁寧に確認する。」や「大人と子どもの信頼関係を築いていくことが大事だと思う。」など、様々な意見が出されました。いじめは、すぐにはなくなりますが、学び合うことで一步一步進んで行くことが大事であることが感じられました。
- 市内生徒指導担当者会においても、今回の結果を踏まえた上で、各校のいじめ防止等の取組に生かすよう伝えてまいります。この内容については、12月2日の神戸新聞でも大きく掲載されました。事務局でも、本フォーラムの様子とロールプレイのシナリオをホームページにアップします。本日、配付させていただきました資料についております。以上が、「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」の報告です。
- 新井会長 ありがとうございます。説明していただきましたが、今の報告について、ご質問は

ありませんでしょうか。

私はファシリテーターとして、中学生から「大人に言うと、逆にややこしくなるから言わない」など、様々な意見を聴くことができました。先生や保護者も含めて大人の感度など、子どもがSOSを出してきた時に、「どう受け止めるのか」「どう対応すべきなのか」など、考えさせられました。「大人に言わない」という背景に「言ったら、かえって、ややこしくなる」という中学生の意見を聴き、我々大人としても反省しなければならぬと思いました。

石崎委員

中学生だけでなく、小学生や幼児でも、保護者には言いたくない気持ちがあると思います。親や先生に言ったら、ややこしくなるというのは、よく耳にします。

大人はどう対応すればよいか考えるのですが、大人から子どもに近づいていくなど、大人の感性をもっと高めなければならぬと思います。

新井会長

ありがとうございます。次に、審議事項に入ります。

事務局

まず、毎年「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針について」見直しを行っています。そこで、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針について」を見直ししていくべきことがあれば、ご意見をいただきます。

本日だけでは意見がまとまらない場合もあると思いますので、ご意見を学校指導課まで送付していただければ、反映させていただき、来年度の審議会で、改訂させていただきます。

新井会長

今日の段階では、どうしたら良いでしょうか。

事務局

今日の段階では「こんな視点が入っているのか」、「こんな視点を入れたらどうか」など、どんな観点からでも結構ですので、ご意見をください。

新井会長

伊丹市のいじめ防止等のための基本的な方針ですが、全部を読みこなす時間はありませんが、ご意見があれば出していただければありがたいです。よろしくお願ひします。

鈴木委員

先日の新井会長の講演会の中で「いじめの未然防止」を強調されていました。いじめの未然防止について、日々の学校生活で、充実を図るため、「授業が分かり」「学校が楽しく」「友達と遊べて嬉しい」など、基本的に子どもたちが楽しい学校生活を過ごすことが大事だと思います。

自己肯定感より自己有用感の方が分かりやすいと思いますが、「学校生活の中でいつもニコニコしている穏やかな友だちは、私をいじめてこなかった。」「逆に険しい顔をした友だちが自分をいじめてきた」と言っていた方がいました。まさに、自己有用感を持っている児童生徒はいつも穏やかで、ニコニコしているという裏返しだと思います。こういう言葉がこの基本的な方針にも入れないでしょうか。

新井会長 未然防止の中に、少し細かく具体的に、「伊丹市として、こういうことについて、目指していく」「子どもたちにこういう力をつけさせたい」などを、基本的な方針に入れるということで、考えてよろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。検討してまいります。

新井会長 国の法の改正は今、暗礁に乗り上げています。理由は、いくつかありますが、法の中に罰則規定を設けるべきだという意見があります。しかし、学校関係者としては地方公務員法からの遵守を怠ったというペナルティがあるため、そこまで決めてしまうと、萎縮して動けなくなるという意見もあります。一方、ご遺族の団体からは罰則規定を入れるべきだという意見もあり、議員の方々の勉強会も途中で止まっています。

基本的な方針を見直していくための大きな課題は、加害者です。加害者への働きかけが非常に弱く、国の調査によると、加害者の保護者へのいじめの報告が50%以下だということです。軽微なものについては保護者に連絡していない可能性もあります。加害側の子どもは、色々な問題を抱えており、成長支援の必要性があります。伊丹市としても焦点をあてて考えていただければよいと思います。

続いて「(2) 次年度のいじめ防止等に向けた取組」について事務局から説明を御願いたします。

事務局 次年度にむけて、新たな取り組みやいじめ防止フォーラムについてのご意見もいただき、準備させていただきます。よろしくお願いいたします。

新井会長 鈴木委員から、「学校が居やすい場」「自己有用感、自己肯定感を育てる」という話がありました。いじめ防止にむけて、どのような方向性で取り組むべきか意見を出してください。また、「基本的な方針」「いじめ防止フォーラム」についても、皆さんから意見をください。

石崎委員 子どもが、自分のことを大事に思うことが基本となります。また、自己尊重するためのプログラムなどを積極的に進めていただき、相談できる大人を増やしていただくことが大事だと思います。

伊藤委員 先ほど学校側の指導について、話がありましたが、現場の先生方も多忙で、一人ひとりの生徒を丁寧に見ることが困難であることは保護者の立場からも分かります。いじめに対して、学校教育だけでなく、家庭教育の充実が必要だと常々思っています。各家庭においても、いじめに対しての教育、支援の充実が求められていると考えられます。担任一人では、対応しきれないこともあると思います。

私の体験談ですが、小学生の頃の道徳教材で、火の取り扱いについての映画を見た記憶があります。内容は、大きな火の粉が人々を飲み込んでいく映像だったのですが、怖いと感じ、火の取扱いは十分気をつけなければならないと思いました。教習所で

も、事故の映像などを見て、ハンドルを握る時は気をつけなければならないと感じます。

いじめに対しても、様々な重大事件が全国的に起きていることから、映像を見ることも、一つの方法だと思います。映像を見て、被害者も加害者も、強く心に感じるところがあるのではないかと思います。

新井会長

家庭と連携し、いじめ防止の取組を進めることと、映像を見て考えさせることについて、ご意見をいただきました。

林委員

いじめられる子どもにとっても「寂しい」や「相手してくれる子がいない」など思いがあることが考えられます。アンケート等で、いじめられる子どもばかりに、焦点が当たってしまうのですが、いじめられる側の子どものことも考えていくことが、大事だと思います。

公園などで、子どもに声をかけると、大人に対しても荒っぽく話してることがあり、悪い言葉で引きつけているように感じます。大きな事件の加害の子どもの家庭環境などの話題もでるのですが、その背景に、様々な課題を抱えている子どもがいて感じています。アンケートも大事だとは思いますが、いじめられる側の子どもの事についても考えていくべきだと思います。

仲野委員

被害者だけでなく、加害者にも焦点を当てることは重要だと思います。加害者は問題を抱えている場合が多く、その保護者を指導することは非常に難しいと思います。そこで、傍観者も当事者であるという意識をどう育てていくか、近年、子どもたちの他人に対する関心が非常に低いと感じられます。関係なければ、見て見ぬふりをすることが多いと思います。傍観者はいないのだという意識を育てていくことが必要です。

学校の取組は、今やっていることで良いと思います。ただ、先生方は被害者と加害者に焦点を当てがちですが、それだけではなくて、同じように傍観者も当事者であるという視点を持つことが大事だと思います。

鈴木委員

人間関係のことですが、下校中の子どもたちの様子について、補導員さんたちが優しく子どもたちを見守ってくれています。保護者でもない大人から声をかけてもらえることについて、大事な人間関係だと思います。地域で地道に活動している方々への評価が必要であると思います。

また、スクールカウンセラーとして緊急対応した時に感じたこととして、いじめや不登校の対応が深刻になると、先生方は非常に疲弊されます。さらに、一生懸命すればするほど、職場の人間関係にまで気を配り、疲弊されている先生もいました。先生をサポートする組織や体制を支援していく必要があると思います。

新井会長

様々な課題に対応している先生方は、本当に大変だと思います。そのような先生方をどのように支援していくのか大きな課題です。

- 石崎委員 私は、キャップとして市内全ての小学校を訪問しているのですが、とても疲れている先生が、頼ってくれることがあり、信頼してくれました。子どもだけでは解決が困難な事には、担任の先生だけでなく、学年の先生が全員出て来られて「どうすればいいですか？」と相談され、熱心に話し合うことができました。出来ないこともあるのですが、話し合ったことで、信頼してもらっていると感じました。
- 私たちは、違う視点で子どもの相談を受けるため、先生や保護者にも言えないことを、話してくれることもあります。子どもだけは解決が困難な課題を、子どもと一緒に考える大人として、学校に行かせてもらえております。
- 新井会長 外部からの力を借りることにより、学年の先生が集まり、話し合うことで、意義があるのだと思います。学校に充実したサポートができていますのだと感じます。
- 石崎委員 私たちもチームとして学校に行かせてもらい、色々な対応をさせて頂いているのはありがたいと思っています。
- 岡野委員 いじめの対応で9項目ありますが、そのうちの4から9の項目が本格的ないじめになると思います。被害者の立場になった場合、4から9の項目のようないじめを受けるのが一番嫌だと思います。その対策として、色々な問題があるかもしれませんが、学校の教室や校門あたりに、防犯カメラを設置することも検討していく時期ではないかと思います。
- 新井会長 目の届かないところで、いじめは発生してしまいます。目の届くように先生方は色々な場所で子どもたちを見守るのですが限界があります。人的な資源にも限界があるため、防犯カメラを設置することも重要な意見かと思います。
- 藤井委員 現状から見ると、低学年から中学校に向けて減少傾向にあります。小学校1年生から3年生までは、一人の担任の先生で授業を行い、4年生頃からは専科の先生が加わり、中学校では教科担当の先生ごとに授業を行っています。先生の目の数が、いじめの認知件数に比例していると感じます。
- また、小学校で低学年の担任をするのはベテランの先生が望ましいのですが、年代の入れ替わりもあり、ベテランの先生が減少し、若い先生が増加しています。先生の育成について、授業だけでなく、学級経営や人間性も含めて、育成していくことが課題だと思います。
- 新井会長 先生の複数の目で、いじめを防止する。そして、先生の力量を高めていくという課題について、ご意見をいただきました。先生たちのいじめへの対応力を高めることが課題かと思います。
- 市川委員 なかなか、次のステージに進んでいないように感じます。以前から次のステージの話について、話が出ていますが、数値を基に解決策を考えるのなら、今日のご発言は

素晴らしく、ある程度の追跡が必要かと思います。ただ、その時の情報だけで動いているような気がします。

そのデータの活用について、専門ではないのですが、穏やかな子どもは、いじめをしない傾向にあることはよく分かります。無責任な大人が増え、昔の日本人らしさが薄れてきているため、教育の世界で考えていくべきだと思います。

しかし、この場でどこに焦点をあてるべきか協議するべきであり、審議会の基本的な流れはあると思いますが、P D C Aで言うとCで終わっていると思います。CのあとのAに進めていないため、次のステップに進めていないと思います。

新井会長

データの取り方、そこにどんな視点を持って取り組むのが重要です。年に3回の審議会、フォーラムを入れて4回ですので、その中でデータを出して意見を散発的に出し合うだけでなく、焦点を一つに定めるというご指摘をいただきました。

市川委員

データから、考えていくというのであればそれで良いと思います。ただ、それ以外にも地域で子どもを育てていくという観点も含め、例えば、今年はここを重点的に取り組むなど、事務局で整理をしていただき、より具体的に進んでいくことが重要だと思います。

事務局

「S Cを配置した」「国が法律をつくった」「道徳を教科化した」など、様々な施策が取り組まれています。いじめは根深く、改善できていないことが現実だと思います。そこで、考えられることとして「特効薬は無い」ということです。

このような審議会でも、委員の皆様真剣に考えていただき、様々な意見が出ることが、伊丹のいじめ対策における成果になっていると思います。焦点を絞ることについては、社会総がかりで色々なことを色々な部署で取り組むことも必要かと思っています。

新井委員

解消しても、いじめの認知が増えていることから、特効薬はないのですが、例えば加害者、傍観者が当事者意識を持ち、そこに焦点化して取り組むことも必要だと、ご指摘をいただきました。

池田委員

S S Wも授業観察や職員室で担任と情報共有をしています。また、いじめをしている加害児童生徒にも教室で出会うことがあり、周囲から困った児童生徒だと思われがちですが、本人の発言や行動を福祉の視点から見ると、いじめたくていじめているわけではないことが、分かることもあります。

木村委員

色々な視点で色々な意見を聞いて、改めて勉強になりました。幼少期にいじめにあった方は、それを乗り越えて、大人になると思います。乗り越えられた経験談を、教育者の観点から、先ほどあったように映像などで、子どもたちに理解させることも重要だと思います。

警察がいじめの取り扱いに関わる場合は、最悪の事態です。プロセスの段階からは、

あまり携わっていないことが現状です。

新井会長

道徳教材を、どのように活用すれば効果的なのか検討する必要があります。いじめ防止フォーラムも色々と試みて取り組んでいます。参加している生徒たちは、色々考えることができますが、参加していない生徒たちが、どのように考えているのか課題もあると思います。具体的な方向性を示すことが、今後の課題としていきたいと思います。

それでは色々な意見が出ました。本年度のまとめのデータも踏まえて、今後どのような方向で考えていくのか、具体的ないじめ防止の取組を整理して提案できるように進めていただきたいと思います。

いじめの基本的な方針についても細かい点までは確認できていないため、お持ち帰りいただいて、何かご意見等ございましたら、事務局に提出してください。それでは今日の会議はここまでにして、進行を事務局に返したいと思います。

司会

ありがとうございました。本日は、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。今年度は、本日を持ちましてすべての予定を終了させていただきます。

本年度の「伊丹市いじめ防止等対策審議会」にご出席いただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。来年度も、年間4回の開催を予定しております。うち、1回は、社会総がかりでいじめ防止を考える市民フォーラムを開催したいと考えております。